7　鳥獣保護区等区域説明

1　鳥獣保護区

番号	名称	種別	区域	面積 （）特別鳥獣保護地区面積	期間
1	（国指定） 剣山山系	大規模生息地	徳島県所在国有林徳島森林管理署吉野川森林計画区 16 から 19 まで及び 23 から 27 までの各林班、28 林班に及びほの各小班、29 から 32 までの各林班、33 林班ろ 2 からろ 5 まで、は、に、へ及びイの各小班、34 林班ろ 1 からろ 3、に及びほの各小班、35 林班に、ほ、へ及びイの各小班、36 から 50 までの各林班、118 から 121 までの各林班、131 林班ろ、に及びへの各小班、132 林班、139 林班はからほまで、とからるまで、イ及びロの各小班、那賀・海部川森林計画区 133 から 135 林班、140 林班、三好市東祖谷官行造林地 8 林班、民有林三好森林計画区東祖谷 712 から 715 までの各林班及び 720 林班ロ 1 及びロ 2 の各小班、721 林班ホ及びへの各小班、民有林美馬森林計画区美馬市一宇 247 林班、248 林班二 1 及びへ 1 の各小班、民有林美馬森林計画区美馬市木屋平 555 から 562 までの各林班、民有林那賀森林計画区那賀町木沢 421 イ 1、ロから二までの各小班、422 から 431 までの各林班、432 林班イ 1 からイ 3 まで、イ 4 の 2 及びイ 4 の 3（那賀町道剣山線以西の区域に限る。）の各小班、433 林班イの 1、イ 1 の 2、イ 1 の 4 及びイ 1 の 5（那賀町道剣山線以西の区域に限る。）の各小班、434 林班イ 1、イ 2 及びイ 4 の各小班、民有林那賀森林計画区那賀町木頭 732 から 751 までの各林班、793 から 794 までの各林班、795 林班イ 2 からイ 5 までの各小班の区域	10,009 (1,006)	平成 21.11.1～ 令和 11.10.31
2	石井・ 月ノ宮	身近な鳥獣生息地	名西郡石井町石井字尼寺の一般国道 192 号と町道尼寺 1 号との交点を起点とし、同所から同町道を南東へ進み一般県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み徳島市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み石井町と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北西に進み標高 208 メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に下りＮＴＴドコモ中継所に至り、同所から歩道を北東に進み童学寺山門に至り、同所から町道城ノ内 22 号及び 31 号の各線を経て主要地方道石井神山線との交点に至り、同所から町道城ノ内 60 号、62 号、70 号、74 号及び町道石井 164 号の各線を経て町道石井 243 号との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道石井 208 号との分岐点に至り、同所から町道石井 208 号、245 号、197 号、196 号、195 号及び 22 号の各線を経て徳島大学生物資源産業学部農場に至り、同所から町道石井 28 号、29 号、1 号、14 号及び 59 号の各線を経て本条橋に至り、同所から渡内川を下り渡内橋に至り、同所から一般国道 192 号を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	656 (21)	令和 3.11.1～ 令和 13.10.31
3	南川	身近な鳥獣生息地	那賀郡那賀町和食郷字南川 590 番 1、590 番 2、590 番 46、590 番 48、590 番 51、590 番 52、590 番 53、590 番 54、590 番 55、590 番 56、590 番 57、590 番 58、590 番 59、590 番 60、590 番 61 の徳島県有林全域	63	同
4	高城山	森林鳥獣生息地	美馬市の高城山三角点標高 1、627.9 メートルを起点とし、同所から那賀町との境界線の稜線を西に約 2、200 メートル進み通称唐戸谷ノ瀬に至り、同所から同谷を下り通称川原谷魚止りに至り、同所から川原谷を上り川原谷出合いに至り、同所から稜線（通称北之屋根）を北東に進み美馬市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み美馬市と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに那賀町所在国有林徳島事業区中（釜ヶ谷国有林）100、101、102、103 の各林班の区域	615	同
5	神山森林公園	身近な鳥獣生息地	徳島市及び神山町の徳島県立神山森林公園の全域、同公園に囲まれた民有地一円、名西郡神山町鬼籠野字一ノ坂 736 番地並びに町道笠木線と林道大地の森線との交点から同林道を南東に約 100 メートル進んだ横断暗渠の地点を起点とし、同所から同林道を県道鬼籠野国府線方面に約 500 メートル進み私道との交点に至り、同所から同私道を西に進み同公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、東及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	297	令和 4.11.1～ 令和 14.10.31
6	いきもの ふれあいの里	身近な鳥獣生息地	神山町と佐那河内村との境界線と村道元山槻地線との交点を起点とし、同所から同村道を南東及び南に進み長迫の谷との交点に至り、同所から同谷を北及び東に進み府能谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み旭ヶ丸用水の取水口に至り、同所から同用水を北及び東に進み徳島県立佐那河内いきものふれあいの里昆虫観察の森に至り、同所から同森の境界線を右回りに進み林道旭ヶ丸線との交点に至り、同所	400	同

			から同村道を南に進み同村道の終点に至り、同所から稜線を東に進み村道大川原本線との交点に至り、同所から同村道を北及び東に進み小石の谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み標高 801 メートルの地点に至り、同所から小谷を北東に進み下あげ谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み村道大川原高原線との交点に至り、同所から同村道を東に約 550 メートル進み稜線との交点に至り、同所から四国電力中継所との見通し線を東に進み同村道との交点に至り、同所から同村道を北東に約 1 キロメートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を東及び北東に進み嵯峨川との交点に至り、同所から稜線を東に進み村道徳円寺線との交点に至り、同所から同村道を南及び東に進み中山谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み佐那河内村と勝浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村と上勝町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同村と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
7	春森	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町長安の一般国道 195 号長安橋西詰を起点とし、同所から同国道を南に進み長安口ダム左岸に至り、同所から同ダムを南西に進み同ダム右岸に至り、同所から那賀川右岸を上流に進み八ヶ橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を下流に進み坂州木頭川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を上流に進み一般国道 193 号拝宮橋の対岸に至り、同所から同橋との見通し線を北に進み同橋に至り、同所から同国道を南に進み出合橋北詰に至り、同所から徳ヶ谷に通じる山道を東に進み同橋の東約 300 メートル地点にある柚子園を経て徳ヶ谷との交点に至り、同所から五郎谷に通じる山道を東に進み同谷との交点に至り、同所から稜線の交点を北東に進み長安口へ通じる山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	380	同
8	鞆奥	森林鳥獣生息地	海部郡海陽町多良字井口 1 番地の楠王神社を起点とし、同所から海部川左岸堤を東に進み同川河口に至り、同所から海岸線を南に進み那佐湾口に至り、同所から乳ノ崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸線を西に進み同町宍喰浦字那佐 341 番地の 1 に至り、同所から町道乳ノ元線を北西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み那佐湾防潮堤との交点に至り、同所から稜線を北に進み旧宍喰町と旧海部町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み馬路谷の東側の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北に進み標高 63 メートルの地点に至り、同所から起点との見通し線を北に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域	600	同
9	大歩危	森林鳥獣生息地	三好市山城町上名の一般国道 32 号と県道上名西宇線との交点の北約 350 メートルの地点を起点とし、同所から稜線を西及び北西に進み三等三角点上名（標高 839.6 メートル）を経て標高 1024 メートルの地点（通称水無山三角点）に至り、同所から稜線を北に進み標高 989 メートルの地点に至り、同所から稜線を東に進み堂床谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み同国道堂床橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市西祖谷山村新道の JR 土讃線と通称大谷との交点を起点とし、同所から同谷を東及び北東に進み山道（通称国見街道）との交点に至り、同所から同山道を南に進み二等三角点国見山（標高 1409.1 メートル）に至り、同所から同山道を南西に進み標高 1,114 メートルの地点を経て大歩危峡舟下り出発点へ通じる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進み JR 土讃線との交点に至り、同所から同線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	500 (144)	同
10	板野町東部	身近な鳥獣生息地	板野郡板野町川端字富士谷の富ノ谷砂防ダム上流約 100 メートルの富ノ谷と富士谷との合流点を起点とし、同所から富士谷を上流に約 50 メートル進み谷との合流点に至り、同所から同谷を南西に進み大坂境の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北及び北東に進み鳴門市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み二等三角点藍染山（標高 414.0 メートル）に至り、同所から谷を南東に進み富ノ谷との合流点に至り、同所から同谷を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	137	令和 5.11.1～ 令和 15.10.31
11	妙見山	身近な鳥獣生息地	鳴門市撫養町岡崎の市道弁財天岡崎線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を東に進みぼら山東端の灯台に至り、同所から海岸線を南に進み市道里浦片桐東五号線との交点に至り、同所から同市道、市道里浦片桐東中央線、市道里浦花面平松線、市道里浦花面北五号線及び市道第二中学校線を西に進み市道林崎弁財天線との交点に至り、同所から同市道、市道妙見山弁財天線及び市道弁財天岡崎線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	170	同
12	伊島	集団渡来地	阿南市伊島町の二子磐を起点とし、同所から海上を北北東に進み西の長磐に至り、同所から海上を北東に進み棚子島の西端に至り、同所か	455 (153)	同

			ら海岸線を東に進み同島の北端に至り、同所から海上を東北東に進み弁天島の北端に至り、同所から海上を北東に進み野辺崎の北端に至り、同所から海岸線を南に進み小浦鼻に至り、同所から海上を南に進み黒崎に至り、同所から海上を南に進み水島の東端に至り、同所から海上を南西に進み伊島の南端に至り、同所から海上を西南西に進みアシカ碆に至り、同所から海上を西南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
13	南阿波サンライン	森林鳥獣生息地	海部郡美波町日和佐浦の城山公園日和佐城を起点とし、同所から稜線を西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東、南及び南西に進み千羽海崖を経て南阿波サンライン第一駐車場東端と丸島との見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を北西に進み同駐車場東端に至り、同所から同駐車場外周線を西に進み県道日和佐牟岐線（南阿波サンライン）との交点に至り、同所から同県道を北に 50 メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に進み更に谷を北東に進み千羽トンネル上の稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み三等三角点一ツ橋（標高 245.3 メートル）に至り、同所から同稜線を北東及び北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	110	同
14	牟岐大島	集団繁殖地	海部郡牟岐町の大島全島一円の区域	170	同
15	中津峰	身近な鳥獣生息地	徳島市多家良町の市道中津峯旧道線と市道多家良西・中央線との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み最初のヘアピンカーブに至り、同所から金谷川を南西に進み砂防堰(えん)堤に至り、同所から東の谷を南に進み官行造林地の防火線を経て徳島市と勝浦郡勝浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み中津峰山の山頂を経て林道婆羅尾支線との交点に至り、同所から同林道を北東に約 800 メートル進みヘアピンカーブに至り、同所から稜(りょう)線を東及び南東に進み市道中津峯西線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道中津・宮谷線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み如意輪寺第三駐車場に至り、同所から稜(りょう)線を北東に進み市道中津峯・中津線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道中津峯旧道線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	131 (22)	令和 6.11.1～ 令和 16.10.31
16	大神子	身近な鳥獣生息地	徳島市新浜本町の県道徳島小松島線の勝浦浜橋北詰を起点とし、同所から勝浦川左岸を東に進み同川河口に至り、同所から大崎突端との見通し線の海上を南東に進み同所に至り、同所から大神子海岸及び小神子海岸を南に進み根井鼻の徳島市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み日峰神社を経て県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み大松川橋北詰に至り、同所から大松川左岸を北に進み多々羅川左岸との交点に至り、同所から同左岸を東に進み同川排水樋門排水ポンプ場を経て勝浦川左岸との交点に至り、同所から同左岸を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	850 (186)	同
17	鶴林寺	身近な鳥獣生息地	勝浦郡勝浦町大字生名字鷲ケ尾の県道和食勝浦線の鶴峠を起点とし、同所から勝浦郡勝浦町と阿南市との境界線を南西に進み〆谷峠に至り、同所から通称丹生谷街道を北東に進み鶴林寺に至り、同所から県道鶴林寺線を東に進み県道和食勝浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	66	同
18	あいあいらんど	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町横石の横石橋南詰を起点とし、同所から同橋を北東に進み一般国道 195 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み大久保隧道に至り、同所から稜(りょう)線を北東に進み四等三角点川口（標高 243.4 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を北北西に 750 メートル進み同町吉野と同町大久保とを結ぶ里道との交点に至り、同所から同里道を北及び北西に進みイヤ谷を経て稜(りょう)線との交点に至り、同所から同稜(りょう)線を南東に 700 メートル進み苔山谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み一般国道 195 号線との交点に至り、同所から同国道を南に進み川口橋西詰に至り、同所から同橋を東に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西及び南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	90 (50)	同
19	黒滝山	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町掛盤の名古ノ瀬橋を起点とし、同所から泉谷を北東に進み通称寺内谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み林道木頭名寺内線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み町道黒滝寺線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み黒滝寺に至り、同所から通称赤滝との見通し線を南西に進み同滝に至り、同所から谷を南西に進み坂州木頭川との交点に至り、同所から同川を北及び西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	125 (80)	同
20	日和佐大浜	身近な鳥獣生息地	海部郡美波町の町道大浜公園通り線と県道日和佐小野線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み町道国民宿舎取合線との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み町道大浜公園通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道三軒屋通り線との交点に至	2	同

			り、同所から同町道を西に進み日和佐グラウンド南入口に至り、同所から同グラウンドの東端にあるコンクリート塀を北に進み町道大浜公園通り線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
21	大滝山	森林鳥獣生息地	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から徳島県と香川県との境界線を東に進み大滝山の標高 946 メートルの地点を経て江原県有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東及び南西に進み同市脇町字西俣名と字鞍尾との境界線の稜(りょう)線との交点に至り、同所から同稜(りょう)線を東に進み四等三角点四ノ水（標高 843.3 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を南東に進み阿讃中央広域農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	450 (8)	同
22	土釜	森林鳥獣生息地	美馬郡つるぎ町一宇字一宇の土釜橋西詰を起点とし、同所から町道土釜線を東及び北に進み同町一宇と同町貞光との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南東に進み樫地峰の標高 780 メートルの地点に至り、同所から西に派生する稜(りょう)線を西に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道土釜線との交点に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	77	同
23	舞中島	身近な鳥獣生息地	美馬市穴吹町穴吹の穴吹橋南詰を起点とし、同所から一般国道 192 号を西に進み同市穴吹町三島字小島の吉野川南岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北に進み吉野川北岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	343	同
24	箸蔵	森林鳥獣生息地	吉野川上の三好市池田町と同市井川町との境界線と鮎苦谷川との交点を起点とし、同所から同川を北及び北西に進み落合谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み同市と三好郡東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み三等三角点箸蔵（標高 719.8 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を東及び南東に進み四等三角点城山（標高 401.0 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を東に進み小川谷川との交点に至り、同所から同川を南に進み同町と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み吉野川上の同市池田町と同市井川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	530 (160)	同
25	雲辺寺	森林鳥獣生息地	三好市池田町の農道水谷線と県道野呂内三縄停車場線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道雲辺寺線との交点に至り、同所から同市道を西に進み雲辺寺へ通ずる私道との交点に至り、同所から同私道を西及び北に進み国土交通省四国地方整備局雲辺寺無線中継所へ通ずる車道との交点に至り、同所から同車道を西に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み二等三角点雲辺寺山（標高 910.7 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を南東に進み農道水谷線との交点に至り、同所から同農道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	100	同
26	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	三好市西祖谷山村下名の山風呂谷と松尾川との交点を起点とし、同所から同川を北西に進み境谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み同市西祖谷山村と同市井川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み稜(りょう)線との交点に至り、同所から稜(りょう)線を南に進み三等三角点貝名（標高 1,333.1 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を南西に進み腕山放牧場を経てトヤノ谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み松尾川との交点に至り、同所から同川を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	470 (100)	同
27	鮎喰川	集団渡来地	徳島市不動本町１丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から鮎喰川左岸堤防上道路を東に進み飯尾川第２樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み同樋門北詰に至り、同所から飯尾川左岸の河川管理用通路を東に進み飯尾川と鮎喰川との合流点に至り、同所から徳島ゴルフ倶楽部吉野川コース西端との見通し線を南に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み不動橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	100	令和 7.11.1～ 令和 17.10.31
28	四国三郎橋	身近な鳥獣生息地	徳島市応神町東貞方のＪＲ高徳線と県道土成徳島線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み吉野川北岸河川敷地と水面との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進みＪＲ高徳線との交点に至り、同所から同線を南に進み吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み四国三郎橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	63	同
29	六条大橋	集団渡来地	板野郡上板町と名西郡石井町との境界線と六条大橋との交点を起点と	88	同

			し、同所から徳島市国府町佐野塚字阿わじ方の四国電力送配電送電線鉄塔との見通し線を東に進み板野郡上板町佐藤塚の県道土成徳島線第十樋門橋北詰と名西郡石井町藍畑の藍畑小学校屋上の貯水タンクとの見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を南に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み吉野川右岸の護岸との交点に至り、同所から同護岸を西に進み高瀬橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み六条大橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
30	福井ダム湖	身近な鳥獣生息地	阿南市福井町鉦打の県道山口鉦打線と一般国道５５号との東側の交点を起点とし、同所から同国道を南西及び南に進み小野跨道橋に至り、同所から稜線を南西及び北西に進み三等三角点日ノ地（標高３３２．３メートル）に至り、同所から更に稜線を北及び北西に進み下原橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み同橋南詰に至り、同所から稜線を西及び北に進み四国電力送配電送電線南阿波幹線の鉄塔に至り、同所から稜線を東に進み四等三角点鉦打（標高１５３．４メートル）に至り、同所から更に稜線を東に進み市道鉦打下原線新鉦打橋北詰に至り、同所から同市道を南東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	197	同
31	高越山	森林鳥獣生息地	吉野川市山川町奥野井の奥野井谷川中流の西の谷と東の谷との合流点を起点とし、同所から同谷を南に進み通称フジキ谷を経て同市山川町と同市美郷との境界線（通称ヤガロ尾）との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同市山川町と美馬市穴吹町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西、北及び北東に進み通称盗人の窪の石柱に至り、同所から高越寺参道を東に進み中ノ郷庵に至り、同所から林道楠根地中ノ郷線を南東に進み市道楠根地７号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み歩道（通称奥野井楠根地街道）の起点に至り、同所から同歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	600 (100)	同
32	鳴滝	森林鳥獣生息地	美馬郡つるぎ町貞光字猿飼の鳴滝谷川と貞光川との交点を起点とし、同所から同川を南東に進み同町貞光と同町一宇との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標高７９６メートルの地点に至り、同所から歩道を西に進み林道大惣大宗線との交点に至り、同所から同林道を西に進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み林道猿飼線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み東に派生する稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み同川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	62 (62)	同
33	鳴門 コウノトリ	希少鳥獣生息地	鳴門市大麻町の鳴門藍住大橋北詰を起点とし、同所から市道板東藍住線を北に進み市道板東南中央１号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道池谷浜田１号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道高畑居屋敷西１号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道北島池谷停車場線との交点に至り、同所から市道高畑松村竹添線を東に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	490	同
34	高丸山	森林鳥獣生息地	勝浦郡上勝町大字旭字古屋敷の三等三角点高丸（標高1,438.7メートル）を起点とし、同所から登山道を北北東及び東に進み標高1,255メートル地点に至り、同所から同登山道を南に進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を南西に約200メートル進んだ地点に至り、同所から同林相界を東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南東に約170メートル進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を西、南西及び南東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み古屋敷の西方旭川上流の水源に至り、同所から同水源の谷を南西に上り上勝町と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	29 (29)	令和 8.11.1～ 令和 18.10.31
35	橘	森林鳥獣生息地	阿南市津乃峰町の一般国道 55 号（旧道）と県道津乃峰筒崎線との交点を起点とし、同所から同国道を南及び南西に進み一般国道 195 号との分岐点に至り、同所から同国道を北西に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	285	同

36	轟	森林鳥獣生息地	海部郡海陽町平井の県道中部山渓轟公園線の王余魚谷橋を起点とし、同所から稜線を北西に進み三等三角点杉宇（標高 910.1 メートル）を経て海陽町と那賀町との境界線の稜線に至り、同所から同境界線を東に進み鰻轟山の標高 1,046 メートルの地点に至り、同所から稜線を南東に進み三等三角点請ヶ峰（標高 1,009.1 メートル）に至り、同所から同稜線を南西に進み標高 430 メートルの地点を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	770 (120)	同
37	竜王山	森林鳥獣生息地	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から同県道を南に進み市道美馬８号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道美馬 628 号線（登山道）との交点に至り、同所から同市道を北西に進み林道竜王塩江線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南西に進み市道美馬 600 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み香川県との県境に至り、同所から同県境を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	200	同
38	滝の宮	身近な鳥獣生息地	美馬市木屋平の一般国道 438 号と県道中野木屋平線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に約 100 メートル進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み滝の宮谷に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み滝の宮谷に至り、同所から同谷を南に下り一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1	同
39	眉山	身近な鳥獣生息地	徳島市新町橋２丁目の天神社前の一般国道 438 号を起点とし、同所から同国道を南に進み市道西二軒屋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み園瀬橋北詰に至り、同所から園瀬川左岸を西に進み園瀬川西光寺橋に至り、同所から県道一宮下中筋線を西に進み市道一宮・下町線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道名東本線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道名東１－２丁目本線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道南佐古・南庄線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道南佐古山手線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道佐古・新町橋通り線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,450 (170)	平成 29.11.1～ 令和 9.10.31
40	薬王寺	身近な鳥獣生息地	海部郡美波町奥河内の薬王寺仁王門前を起点とし、同所から町道寺込４号線を南西に約 150 メートル進み町道寺込線との交点に至り、同所から同町道を西に約 150 メートル進み土御門神社前に至り、同所から西の稜線を北西に進み標高 146 メートルの地点に至り、同所から稜線を南西に進み四等三角点丹前（標高 166.3 メートル）に至り、同所から谷を北に進み丹前谷川との交点に至り、同所から同川を北東に進み県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	53 (11)	同
41	切幡・浦の池	森林鳥獣生息地	県道船戸切幡上板線と市道古田金清線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み市道市場東部線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山麓東西１号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み金清池遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を西に進み金清池管理道との交点に至り、同所から同管理道を西に進み市道金清線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山麓東西１号線に至り、同所から同市道を東に進み通称ザットウ谷に至り、同所から同谷を北に進み標高 303.7 メートルの地点に至り、同所から稜線を東に進み通称栩谷に至り、同所から同谷を南西に進み市道山麓東西１号線に連絡する道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を北東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から大規模幹線農道線を北東に進み県道浦池南原線との交点に至り、同所から同県道を南に約１キロメートル進み市道成当浦池線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	455 (26)	同
42	宮川内	森林鳥獣生息地	宮川内ダム右岸と一般国道 318 号との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み林道相婦線との交点に至り、同所から同林道を北に 1,550 メートル進み相婦谷の合流点に架かる橋に至り、同所から同谷を北に 1,300 メートル進み香川県との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み阿波市と上板町との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み三等三角点三ケ峰（標高 606.4 メートル）に至り、同所から稜線を南西に 600 メートル進み更に西の稜線を進み四国のみちとの交点に至り、同所から四国のみちを南南東に進み宮川内ダムの左岸との交点に至り、同所から宮川内ダム堤上を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	422	同
43	内海	森林鳥獣生息地	県道瀬戸港線と小鳴門新橋との交点を起点とし、同所から同橋を東に進み島田島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み島田	1,440	平成 30.11.1～ 令和 10.10.31

			島最南端に至り、更に同海岸線を北東に進み堀越橋との交点に至り、同所から同橋を南東に進み大毛島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東に進み孫崎を経て南に進み大塚製薬潮騒荘東側の交差点前に至り、同所から同交差点を経て県道鳴門公園線を北及び北西に進み神戸淡路鳴門自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南に進み神戸淡路鳴門自動車道撫養橋と鳴門市撫養町大桑島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北西に進み堂浦及び北泊を経て、更に南西に進み日出湾の防波堤と市道日出線との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
44	柴小屋	森林鳥獣生息地	名西郡神山町神領の野間谷川上流通称落合のヤゾの崖を起点とし、同所から谷を南に進み原生林北端に至り、同所から原生林に沿って南東に進み上勝町との境界線に至り、同所から稜線を南西及び北西に進み標高 1,200 メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に進み野間と高根との字界にある送電線鉄塔に至り、同所から稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	200 (20)	同
45	焼山寺	森林鳥獣生息地	焼山寺奥の院参道に通じる町道地中左右内線（車両進入禁止区間）と町道焼山寺線との交点を起点とし、同所から町道焼山寺線を南及び南西に進み町道地中左右内線との交点に至り、同所より同町道を東及び南西に進み更に東に進み町道焼山寺線との交点に至り、同所から稜線を南西に進み通称竜王窟に至り、同所から稜線を更に南西に進み標高 797 メートルの地点に至り、同所から南西方面にある谷を下り林道横倉線との交点に至り、同所から同林道を西に進み同林道の終点に至り、同所から歩道を南に進み町道中喜来地中線との交点（西大戸峠）に至り、同所から標高 674 メートルの地点との見通し線を北西に進み同地点に至り、同所から林道焼山寺名ケ平線と作業道釘貫線との交点との見通し線を北北東に進み同交点に至り、同所から同林道と林道地中連絡線との交点との見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同林道を北に進み町道焼山寺線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	120 (20)	同
46	野鹿池	森林鳥獣生息地	三好市山城町上名の野鹿池山駐車場を起点とし、同所から三好市山城町上名字ヒラミ 958-2 と同 956-3 との地番境を南東に進み三等三角点糠池（標高 1,294.4 メートル）に至り、同所から稜線を高知県との県境に沿って南西に進み標高 1,303 メートルに至り、同所から稜線を北西に進み三好市山城町上名字ヒラミ 958-1 と同字桧山 818-4 との地番境に至り、同所から同地番境を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	10	同
47	天神丸	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町川成の町道剣山線の川成峠を起点とし、同所から同町道を南西、南、西及び北に進み那賀町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み国有林第五次国有林野施業実施計画の吉野川森林計画区 129 林班、130 林班及び那賀町の接する地点に至り、同所から国有林第五次国有林野施業実施計画の吉野川森林計画区 130 林班、131 林班（い、は及びほ小班に限る。）、129 林班及び 128 林班からなる区域の外周を右回りに進み那賀町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	652	同
48	土柱	森林鳥獣生息地	阿波市阿波町北山の市道栩ヶ窪北山線終点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道桜ノ岡栩ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道小倉栩ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道阿讃山麓線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道赤坂四号線との交点に至り、同所から同市道を西に約 40 メートル進み里道との交点に至り、同所から同里道を稜線沿いに北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	133	令和 1.11.1～ 令和 11.10.31
49	仁賀木	森林鳥獣生息地	阿波市市場町日開谷字仁賀木の林道長谷線仁賀木小橋を起点とし、同所から仁賀木谷川を北に進みジロセ谷との交点に至り、同所から更に同川を北に約 800 メートル進み通称アゲフデ谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に約 200 メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	174	同
50	津乃峰	身近な鳥獣生息地	阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起点とし、同所から八大神社本殿との見通し線を南東に進み同神社本殿に至り、同所から参道を南に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から同アスファルト道を南に進み市道東分長浜線との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同跡地西端に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から参道を東に進み津峯参拝リフト津峯神社駅に至り、同所から同リフトを東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	20 (3)	同

51	太龍寺	身近な鳥獣生息地	阿南市加茂町の太龍寺本堂を起点とし、同所から参道を北東に進み通称仁王門の四ツ辻に至り、同所から通称龍神の森との見通し線を南東に進み同森に至り、同所から三等三角点大滝寺（標高 601.5 メートル）との見通し線を南に進み同三角点に至り、同所から阿南市と那賀郡那賀町との境界線を西に進み南舎心山に至り、同所から参道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	45 (6)	同
52	大麻山	森林鳥獣生息地	鳴門市大麻町板東の大麻比古神社参道祓川橋北詰を起点とし、同所から板東谷川右岸を南西に約 100 メートル進み同神社第一駐車場南東側入口前の道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を同市北灘町方面に進み卯辰越に至り、同所から稜線を北東に進み大麻山山頂の奥宮峯神社に至り、同所から稜線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道を南に進み中谷川と板東谷川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	310	令和 2.11.1～ 令和 12.10.31
53	植桜	身近な鳥獣生息地	吉野川市川島町桑村の県道神山川島線と市道新池尻 1 号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道下山田・湯吸線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道平草 11 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道平草 9 号線との交点に至り、同所から同市道を南及び東に進み湯吸谷川に至り、同所から同川を南に進み県道植桜鴨島線との交点に至り、同所から同県道を北及び西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を一般国道 192 号方面に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	77	同
			鳥獣保護区合計 53 箇所 （鳥獣保護区特別保護地区合計 22 箇所）	26,242 (2,497)	

2　特定猟具使用禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	区域	面積	期間
1	中山	銃器	名東郡佐那河内村の一般国道 438 号と県道勝浦佐那河内線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から県道勝浦佐那河内線を南西に進み村道明見谷線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道明見谷平尾線との交点に至り、同所から同村道を西及び北東に進み村道中央線との交点に至り、同所から同村道を西及び北に進み村道谷内線との交点に至り、同所から同村道を北に進み村道南浦線との交点に至り、同所から同村道を北西に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	450	令和 8.11.1～ 令和 13.10.31
2	渋野・多家良	銃器	徳島市丈六町の市道丈六・渋野線と県道新浜勝浦線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道甫毛ノ脇・名護線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道多家良中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み梅ノ木谷との交点に至り、同所から同谷を南西に上り稜線に至り、同所から同稜線を北に進み四等三角点池谷（標高 141.7 メートル）に至り、同所から金谷川支流を西に下り市道多家良西・中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道八多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道神南・金谷西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から同県道を東に進み天神橋に至り、同所から同橋を北へ渡り左折し私道を進み天神社に至り、同神社横の歩道を北に進み車道に至り、同所から同車道を東に進み市道多家良・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道丈六・渋野線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	440	同

3	松茂・笹木野	銃器	板野郡松茂町笹木野の一般国道 28 号と町道松茂 15 号線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み町道笹木野 12 号線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み町道松茂４号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道豊岡 31 号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道豊岡 30 号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道豊岡 28 号線との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み徳島飛行場南側場外道路との交点に至り、同所から同場外道路を東に進み町道豊岡 37 号線との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道鳴門徳島自転車道線との交点に至り、同所から同県道を東及び南に進み町道豊岡 12 号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道松茂 18 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み県道長原港線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道 28 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	135	同
4	高原	銃器	名西郡石井町高原の県道板野川島線と町道高原109号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み町道高原４号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道高原105号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道高原３号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道板野川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	50	同
5	那東	銃器	板野郡板野町羅漢の県道石井引田線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み町道 360 号線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み眼鏡橋を渡り黒谷川右岸に至り、同所から同右岸を西に進み泉福寺谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	38	同
6	大麻南	銃器	板野郡藍住町江ノ口の鳴門藍住大橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川南岸を西に進み檜橋南詰を経て町道 53 号線の川端橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み旧吉野川北岸に至り、同所から同北岸を東に進み県道檜藍住線に至り、同所から同県道を北に進み市道檜北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道板東南中央２号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	137	同
7	瀬戸	銃器	鳴門市瀬戸町の瀬戸小学校（休校）北角を起点とし、同所から市道堂浦学道線を西に進み市道日出堂浦線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道日出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防波堤との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み小鳴門新橋と県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	130	同
8	桑野	銃器	阿南市橘町の一般国道195号と一般国道55号の分岐点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道195号との交点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	565	同
9	小勝島	銃器	阿南市福井町の忠次郎岬を起点とし、同所から稜線を西南西に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北北東に進み県道小勝島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小勝島の環境整備公社橘処分場西側の汀線との交点に至り、同所から同汀線を小勝島の時計回り方向に進み通称鹿首に至り、同所から揚炭桟橋先端との見通し線を南に進み同先端に至り、同所から於越岬との見通し線を南西に進み同岬に至り、同所から忠次郎岬との見通し線を西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	300	同
10	美馬	銃器	美馬市と三好市との境界線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み中野谷川との交点に至り、同所から同川を北東に上り徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み市道美馬６号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道脇町 428 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み野村谷川（中八橋）との交点に至り、同所から同川を南に下り吉野川中州上にある美馬市とつるぎ町との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み美馬市と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点	1,180	同

			に至る線で囲まれた一円の区域		
11	半田	銃器	美馬郡つるぎ町半田の一般国道192号と一般国道438号と県道半田貞光線との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み町道東山病院上線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道天皇北線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道天皇逢坂北線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道下竹天皇線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原東南線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道王子谷長瀬線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み農道吉野川中部二期線との交点に至り、同所から同農道を西に進み鹿老渡橋北岸の県道上蓮小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み鹿老渡橋南岸の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道蔭名小野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川（半田橋）との交点に至り、同所から同川を北に下り県道半田貞光線（高橋）との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道192号との交点に至り、同所から同国道を西に進みつるぎ町と東みよし町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進みつるぎ町と三好市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進みつるぎ町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み一般国道438号の美馬橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	247	同
12	花園	銃器	三好市三野町花園の県道勝浦三野線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み市道花園川又線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道花園北谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道花園線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道勝浦三野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	55	同
13	南谷	銃器	三好市池田町南谷の市道南谷線と県道三縄停車場黒沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み市道大川北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川線との交点に至り、同所から同市道を南西及び東に進み林道池田漆川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み県道大利辻線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道漆川線分岐１号支線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	56	同
14	平	銃器	三好市山城町上名の県道上名西宇線上にある津屋トンネルを起点とし、同所から同県道を西に進み内石谷川との交点に至り、同所から同川を北に上り林道中内線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道小川平線との交点に至り、同所から同林道を約 1,200 メートル東に進み稜線に至り、同所から同稜線を南東に進み市道平中央線のヘアピンカーブに至り、更に同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	135	同
15	台	銃器	三好郡東みよし町足代の県道鳴門池田線と黒川原谷川との交点を起点とし、同所から同川を北に上り町道西台線に通ずる堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東に進み町道西台線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮谷線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道伊月谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み町道伊月谷線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	63	同
16	鯛浜	銃器	徳島市川内町加賀須野の県道川内大代線旧道と今切川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を西、南及び北に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進みＪＲ高徳線との交点に至り、同所から同線を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東及び北に進み北島町と鳴門市との境界線上の共栄橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南に進み今切川との交点に至り、同所から同川左岸を南、東及び北に進み県道川内大代線旧道との交点に至り、同所から起点との見通し線を南に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域	140	令和 4.11.1～ 令和 9.10.31
17	大寺・ 第十新田	銃器	板野郡板野町大寺の大寺橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を南に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び南西に進み第十樋門橋南詰に至り、同所から同樋門橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東及び南東に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川左岸を北に進み宮川内谷川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み豊年橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川左岸を北及び東に進み大寺橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれ	40	同

			た一円の区域		
18	川内	銃器	徳島市川内町鈴江南の一般国道 11 号吉野川大橋北詰を起点とし、同所から同国道を北に進み今切川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み宮島江湖川との交点に至り、同所から県道鳴門徳島自転車道線との見通し線を南に約 70 メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東、南及び西に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	842	同
19	野上橋	銃器	徳島市多家良町川縁の野上橋西詰を起点とし、同所から県道新浜勝浦線を南に約 600 メートル進んだ地点に至り、同所から勝浦川に設置された固定堰(せき)の天端を通る見通し線を東に進み徳島市と小松島市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北に進み同橋との交点に至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	9	同
20	豊岡・長原	銃器	板野郡松茂町豊岡の今切川左岸公共岸壁と県道鳴門徳島自転車道線との交点を起点とし、同所から同県道を北東及び南東に進み臨港道路長原埠頭線との交点に至り、同所から同臨港道路を北に進み町道松茂 18 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道豊岡 12 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門徳島自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南に進み今切川左岸河口に至り、同所から同川左岸を北に進み長原港南側堤防及び北側堤防を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	94	同
21	海南	銃器	牟岐町と海陽町との境界線と一般国道 55 号との交点を起点とし、同所から南東に見える岬先端との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸線を南西に進み大里海岸東端を経て海部川河口に至り、同所から同川左岸堤を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,080	同
22	阿波市市街地	銃器	阿波市阿波町西林の県道鳴門池田線と県道船戸切幡上板線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市市場町南大俣を経て下喜来橋西詰に至り、同所から日開谷川右岸堤防の私道を北に進み市道日開谷川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道津田川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道奈良坂古田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み県道宮川内牛島停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道横道線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道小学校前線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道藤原工業団地線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を東に進み宮川内谷川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み市道古田大井線との交点に至り、同所から同市道を東に進み阿波市と上板町との境界線との交点に至り、同所から町道 486 号線を東に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から宮川内谷川左岸堤防を東に進み上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南南西に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 318 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道香美吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国土交通省吉野川河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み市道西原日開谷橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道鳴門池田線日開谷橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み県道仁賀木山瀬停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道大道南２号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道元町西原線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道岩津川久保線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道乙岩津岩津線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	3,151	同
23	西条大橋	銃器	阿波市吉野町西条の西条大橋北詰を起点とし、同所から国土交通省河川管理用道路を東北東へ約 300 メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に南南東に進み阿波市と吉野川市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西南西に約 600 メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に北北西に進み国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東北東に約 300 メートル進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	25	同
24	熊谷	銃器	阿波市土成町土成の県道船戸切幡上板線と市道諏訪馬場線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道北原矢松線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道工業団地１号線との交点に至り、	58	同

			同所から同市道を北に進み市道大規模幹線農道線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道北原1号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み里道との交点に至り、同所から同里道を北に進み鈴川ダム左岸との交点に至り、同所から熊谷寺本堂北側にある治山堰(えん)堤との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から車谷池北端との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から熊谷山の境の谷を北東に約 80 メートル進んだ地点に至り、同所から県道船戸切幡上板線との見通し線を南東に約 180 メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
25	上馬路	銃器	三好市池田町馬路の深川谷と一般国道 192 号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み藤黒谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み深川谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	50	同
26	辻・西井川	銃器	三好市井川町辻の県道昼間辻線と一般国道 192 号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み同市井川町と同市池田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三好市と東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み美濃田大橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	138	同
27	大原・上荒井	銃器	阿南市桑野町の県道羽ノ浦福井線と一般国道 195 号の分岐点を起点とし、同所から同国道を東に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東に進み JR 牟岐線の霜田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橘駅を経て橘第 1 踏切と市道東分長浜線との交点に至り、同所から同市道を西に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同所に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から同市長生町と同市見能林町との境界線を北に進み同市見能林町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同市宝田町と同市長生町との境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	716	同
28	鷲敷工場団地	銃器	那賀郡那賀町小仁宇の一般国道 195 号と町道小原線との交点を起点とし、同所から同町道を南東、南及び東に進みわじき工業団地と山林との境界線に至り、同所から同境界線を東、南及び西に進み通称三延の溜に至り、同所から一般国道 195 号と県道竹ガ谷鷲敷線との交点との見通し線を南西に進み同交点に至り、同所から同国道を北西及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	54	令和 5.11.1～ 令和 10.10.31
29	鷲の里	銃器	那賀郡那賀町和喰郷字田野の町道和食田野線と県道阿南鷲敷日和佐線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み同町と阿南市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、南及び北東に進み四等三角点北地（標高 439.9 メートル）に至り、同所から南に派生する稜(りょう)線を南に進み大地谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み町道和食北地線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道和食田野線との交点に至り、同所から同町道を北に進み田野橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	70	同
30	奥河内	銃器	海部郡美波町の町道嵐線の嵐橋南詰を起点とし、同所から同町道を北に進み町道桜町奥潟 2 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を西に進み永田橋との交点に至り、同所から同橋を北西に進み町道永田 1 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道本村馬木線との交点に至り、同所から同町道を東に進み田々川橋北詰に至り、同所から日和佐川左岸堤防を東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道本村 7 号線との交点に至り、同所から同町道を西に約 80 メートル進み稜(りょう)線との交点に至り、同所から同稜(りょう)線を南西に進み標高 120 メートルの地点を経て標高 114 メートルの地点に至り、同所から稜(りょう)線を西に進み標高 169 メートルの地点に至り、同所から稜(りょう)線を北西に進み標高 249 メートルの地点に至り、同所から稜(りょう)線を北東に進み四等三角点本村（標高 166.3 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を南東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道を南東及び南に進み井ノ上橋との交点に至り、同所から同橋を経て東に進み町道井ノ上 6 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道井ノ上線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道宝木 1 号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道	223	同

			を南に進み県道日和佐小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み厄除橋を経て更に南に進み町道日和佐停車場線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道港町通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進み内ヶ磯橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み日和佐港の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み南阿波サンライン鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み日和佐城に至り、同所から同境界線を南に進み四等三角点大磯（標高 128.6 メートル）に至り、同所から起点との見通し線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
31	清水	銃器	美馬市と三好市との境界線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北西に進み箸ヶ谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み農道山田線との交点に至り、同所から同農道を東に進み市道清水山田線との交点に至り、同所から同市道を北に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み同市と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	22	同
32	辻	銃器	三好市井川町の市道辻高なでしこ橋線と一般国道 192 号との南側の交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み市道辻線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み蓬莱橋に至り、同所から市道辻高なでしこ橋線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	10	同
33	貞光	銃器	美馬郡つるぎ町貞光の一般国道 192 号と同町と美馬市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進みＪＲ徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進みＪＲ徳島線貞光川橋梁に至り、同所から一般国道 438 号を南に進み木綿麻橋を渡り北に進み源氏谷との交点に至り、同所から同谷を上り町道西山幹線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道半田貞光線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同町貞光と同町半田との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	180	同
34	鳴門	銃器	鳴門市鳴門町の鳴門公園孫崎灯台を起点とし、同所から兵庫県南あわじ市福良丙 966 番地西端門崎との見通し線を東に進み同見通し線と同県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先粟津口と兵庫県南あわじ市沼島 1 番地（三ケ崎）との見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を西に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先粟津口に至り、同所から旧吉野川左岸を西に進み大谷川との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み県道徳島鳴門線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道高畑松村竹添線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進みＪＲ高徳線との交点に至り、同所から同線を西に横切り市道池谷浜田 1 号線の終点に至り、同所から同市道を北に進み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道板東南中央 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道板東南中央 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道桧北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道桧北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道桧東中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み大麻山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み大麻比古神社参道祓川橋北詰に至り、同所から同境界線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道起点の橋を東に進み市道板東中谷線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道池谷宝憧寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み宝憧寺に至り、同所から稜(りょう)線を北に進み高松自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み県道大谷櫛木線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道姫田大谷東西線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道木津姫田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み一般国道 11 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道明神日出線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み瀬戸小学校北角に至り、同	8,315	同

			所から海岸線を北に進み小鳴門新橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み島田島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み瀬方鼻に至り、同所から同海岸線を南東に進み堀越橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み大毛島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（内海鳥獣保護区及び妙見山鳥獣保護区の区域を除く。）		
35	中池	銃器	鳴門市大麻町姫田の中池の区域	1	同
36	恩山寺	銃器	小松島市田野町字恩山寺谷の市道田野 3 号線母養橋を起点とし、同所から同市道を南及び南西に進み三界萬霊地蔵前に至り、同所から恩山寺参拝道駐車場に至る歩道を西及び北東に進み市道田野 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市道と私道との南北の分岐点に至り、同所から同私道を北及び東に進み修行大師御尊像前に至り、同所から恩山寺境内の墓地と民有地との境界線を北西及び北に進み恩山寺自然公園遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北東に進み休憩所（東屋）前との交点に至り、同所から同遊歩道を南東及び南に進み擁壁前の排水路との交点に至り、同所から同排水路及び谷を東に進み恩山寺参道との交点に至り、同所から同参道を北に進み恩山寺山門に至り、同所から歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	4	同
37	拝原東・ 九反地	銃器	美馬市脇町字拝原の一般国道 193 号と県道鳴門池田線との南側の交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同境界線を南に進み吉野川市と美馬市との境界線との交点に至り、同境界線を南東に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	169	同
38	別所・小島	銃器	美馬市脇町野村の野村谷川橋を起点とし、同所から県道鳴門池田線を東に進み稲田橋を経て吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を南に進み吉野川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み、同市と美馬郡つるぎ町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み、吉野川との交点に至り、同所から野村谷川との見通し線を北に進み同川に至り、同所から同川を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	410	同
39	徳島	銃器	徳島市北沖洲 4 丁目の国土交通省吉野川右岸河川管理用道路と沖洲防潮堤との交点を起点とし、同所から同防潮堤を南に進み県道徳島沖洲インター線との交点に至り、同所から同県道を東に進みマリンピア沖洲の防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を右回りに進みマリンピア沖洲南進入道路の港湾管理道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み沖洲防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南に進み新町川左岸との交点に至り、同所から津田木材団地臨海道路第二海岸橋西詰との見通し線を南東に進み同橋西詰に至り、同所から津田第一水面貯木場西側汀(てい)線を南に進み勝浦川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み多々羅川排水樋門に至り、同所から多々羅川右岸を北に進み県道徳島環状線新浜南橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み同橋西詰に至り、同所から市道多々羅川北堤上線を西に進み市道大野・山城線新川橋北詰に至り、同所から同市道を北東に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から県道鮎喰新浜線を西に進み県道宮倉徳島線との交点に至り、同所から市道法花谷・法花谷山線を西に進み市道配水場線との交点に至り、同所から同市道を西に進み徳島市水道局配水場に至り、同所から同配水場外周を右回りに進み法花谷配水場貯水タンクへ通じる階段との交点に至り、同所から同階段を西へ進み同貯水タンクに至り、同所から稜(りょう)線を南西及び北西に進み朝宮神社に至り、同所から同神社前の水路を北に進み星河内谷川との交点に至り、同所から同川を北に約 200 メートル進み同川に架かる橋に至り、同所から市道寺山東線を西に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み園瀬橋北詰に至り、同所から眉山鳥獣保護区の境界線を左回りに進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を北に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から市道鮎喰・北島田堤上線を北東に進み不動橋南詰に至り、同所から県道徳島吉野線を東に進み吉野川大橋南詰に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を東に進み国土交通省吉野川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	3,340	令和 6.11.1～ 令和 11.10.31
40	徳島市総合 動植物公園	銃器	徳島市渋野町学頭の県道八多法花線と市道渋野・八多線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道辻西東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八万・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み緑のリサイクルセンター入口に至り、同所から市有地と民有地との境界線を北西に進み徳島市渋野町と同市上八万町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市上八万	87	同

			町と同市方上町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三等三角点上八万（標高 229.8 メートル）に至り、同所から市有地と民有地との境界線を南東に進み森神社南側の市道森谷・原田・北ノ山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道八多法花線（旧道）との交点に至り、同所から市道溜尻線を南に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
41	しらさぎ台	銃器	徳島市上八万町上中筋の西光寺橋東詰を起点とし、同所から園瀬川右岸を南に進み花房橋南詰に至り、同所から一般国道 438 号を西及び南に進み徳島市と名東郡佐那河内村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に約 600 メートル進んだ地点に至り、同所から稜(りょう)線を北に約 250 メートル進み谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み夫婦溜池南端に至り、同所から同池西側汀(てい)線を北に進み徳島市一宮町東丁に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み市道宇和山 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道東丁本線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道一宮下中筋線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	296	同
42	大津南	銃器	鳴門市大津町矢倉の一般国道 28 号大津橋南詰を起点とし、同所から同国道を南に進み県道徳島空港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み旧吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	53	同
43	小松島	銃器	徳島市大原町の大崎突端を起点とし、同所から海上自衛隊小松島航空基地北端との見通し線の海上を南東に進み同航空基地北端に至り、同所から同航空基地外周を右回りに進み県道和田島赤石線との交点に至り、同所から同県道を赤石方面に進み県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み立江川橋東詰に至り、同所から立江川右岸を南西及び南東に進み県道阿南小松島線平成橋東詰に至り、同所から同県道を西及び北東に進み立江川橋西詰に至り、同所から立江川左岸を北に進みＪＲ牟岐線との交点に至り、同所から同線を北西に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小松島市と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み根井鼻突端に至り、同所から海岸線を北に進み小神子海岸及び大神子海岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,820	同
44	石井	銃器	名西郡石井町高原の県道高原石井線と旧の県道徳島鴨島線との交点（徳島バス高原停留所）を起点とし、同所から同道路を東に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から町道高畑東 71 号線を東に進み町道高川原 27 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進みＪＲ徳島線の城の内踏切南詰に至り、同所から町道重松 14 号線を北に進み町道重松 15 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道大万 24 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道高原石井線との交点（光厳寺南東角）に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	444	同
45	吉野川市街地	銃器	吉野川市山川町川田のＪＲ徳島線と市道川田 1 号線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み県道船戸山川線との交点に至り、同所から同県道を東に進み野郷神社北側の国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から最も吉野川寄りの同道路を北東に進み山川バンブーパーク北東端に至り、同所から最も川田川寄りの同道路を南に進み同パーク管理棟前に至り、同所から県道船戸山川線を南に進み瀬詰橋南詰に至り、同所から吉野川堤防堤天道路を東に進みほたる川樋門を経て吉野川市と板野郡上板町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同市と名西郡石井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み吉野川市鴨島町山路の市道十二キ・山路田渕線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山ノ南・四反地線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鴨島神山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を南に約 1 キロメートル進み市道桑村西谷・源光寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みＪＲ徳島線南側の市道源光寺・近久線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道下女ノ辻・西出目線との交点に至り、同所から同市道を西に進み吉野川市川島町と同市山川町との境界線との交点に至り、同所から市道西久保・岩戸線を西に進みＪＲ徳島線との交点に至り、同所から同線を西に約 100 メートル進み県道二宮山川線	2,690	同

			との交点に至り、同所から同県道を東及び南西に進み市道古城 3 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道祇園・川東線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道奥野井阿波山川停車場線との交点に至り、同所から同県道を西及び南に進み市道川東・久宗線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進みＪＲ徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
46	宍喰・水床	銃器	海部郡海陽町宍喰浦の一般国道 55 号水床トンネル南の徳島県と高知県との境界線と同国道との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み同トンネル内南側の同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東及び北に進み同トンネル内北側の同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道古目甲浦線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道金目宍喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み山後 2 号橋に至り、同所から排水路を西に進み排水路トンネル入口に至り、同所から同排水路を南及び南西に進み海部郡海陽町日比原字馳馬 71 番地先に至り、同所から町道元越線を北に進み町道正梶馳馬線との交点に至り、同所から同町道を西及び北西に進み馳馬大橋に至り、同所から宍喰川を西に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を北西に進み同川との交点に至り、同所から同川を北西に進み大門堰に至り、同所から町道角坂小学校線と県道久尾宍喰浦線との交点との見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同県道を東に進み町道岡線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に進み農道汁組 1 号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み汁組橋に至り、同所から広岡川を北西に進み通称ドガ谷との交点に至り、同所から農道汁組 1 号線終点との見通し線を北東に進み同農道終点に至り、同所から同農道を南東に進み町道広岡車ノ口線との交点に至り、同所から同町道を上広岡橋方面に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道久尾宍喰浦線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道八山裏線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み農道八山 2 号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み県道久尾宍喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道中学校線との交点に至り、同所から同町道を北に進み宍喰中学校に至り、同所から同中学校及び県民グラウンドの外周を右回りに進み町道八坂北線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道久尾宍喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道乳の元線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み海部郡海陽町宍喰浦字那佐 341 番地の 1 に至り、同所から海岸線を西及び南に進み通称カクイシ湾の防波堤との交点に至り、同所から同防波堤を東に進み宍喰灯台に至り、同所から鹿子居島北端との見通し線の海上を南東に進み同島北端に至り、同所からワレ島との見通し線の海上を南東に進み同島に至り、同所から竹ヶ島東南端との見通し線の海上を南南西に進み同島東南端に至り、同所から通称ミツとの見通し線の海上を西南西に進み同所に至り、同所から二子島との見通し線の海上を西に進み同島に至り、同所から徳島県と高知県との境界線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	742	同
47	吉野	銃器	那賀郡那賀町吉野字川口の川口橋西詰を起点とし、同所から一般国道 195 号を北東に進み通称大原歩道との交点に至り、同所から那賀川左岸の北緯 33 度 49 分 1 秒東経 134 度 29 分 0 秒の地点との見通し線を南に進み同地点に至り、同所から同川左岸を南西に進み川口橋との交点に至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	17	同
48	中野	銃器	美馬市美馬町字中野の市道美馬 13 号と同市と三好市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み四等三角点柾木（標高 852・9 メートル）を経て北緯 34 度 5 分 10 秒東経 134 度 0 分 5 秒の地点に至り、同所から北緯 34 度 5 分 8 秒東経 134 度 0 分 54 秒の地点との見通し線を南西に進み市道美馬 13 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	45	同
49	穴吹	銃器	美馬市穴吹町穴吹の穴吹新橋を起点とし、同所から穴吹川を南に進み県道田方穴吹線新市場橋に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道 492 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	39	同
50	宮内	銃器	美馬市穴吹町口山の県道端山調子野線と一般国道 492 号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み恋人洞門手前の稜(りょう)線との交点に至り、同所から同稜(りょう)線を北西に進み四等三角点梅ノ窪	110	同

			（標高 367.9 メートル）に至り、同所から稜(りょう)線を北に進み静山荘に至り、同所から稜(りょう)線を北に進み県道端山調子野線竹鼻橋に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
51	加茂	銃器	三好郡東みよし町加茂の町道加茂農免線と一般国道 192 号との交点を起点とし、同所から同国道を東に進み町道加茂中庄線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み加茂谷橋に至り、同所から加茂谷川を北に進み三好郡東みよし町と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み県道出口太刀野線角の浦大橋との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道三加茂東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道加茂農免線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	430	同
52	菅生蔭	銃器	三好市東祖谷菅生の市道釜ヶ谷菅生線菅生橋を起点とし、同所から同市道を南西に進み菅生谷川との交点に至り、同所から同川を北西に進み祖谷川との交点に至り、同所から同川を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	48	同
53	撫養	くくりわな	鳴門市撫養町南浜の市道南浜黒崎線とＪＲ鳴門線との交点を起点とし、同所から同線を西に進み木津第二踏切に至り、同所から谷を北及び北西に進み標高 130 メートルの地点に至り、同所から宮﨑基礎建設株式会社の門との見通し線を北西に進み同門に至り、同所からＮＴＴドコモ四国黒崎無線中継所電波塔との見通し線を北に進み同電波塔に至り、同所から稜(りょう)線を西に進み一般国道 11 号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道鳴門公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道瀬戸撫養線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	400	同
54	入田	銃器	徳島市入田町月ノ宮の市道入田春日橋線入田春日橋北詰を起点とし、同所から同市道を南に進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同市と名西郡神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	65	令和 7.11.1～ 令和 12.10.31
55	吉野川河口	銃器	徳島市東吉野町２丁目の吉野川大橋南詰を起点とし、同所から県道徳島吉野線を西に進み新町樋門に至り、同所から吉野川橋南詰から５本目の橋脚との見通し線を北東に進み同橋脚に至り、同所から吉野川大橋南詰から５本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から阿波しらさぎ大橋南詰から２本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から同橋東側にある吉野川中洲の北端との見通し線を北東に進み同所に至り、同所から吉野川右岸河口の河川管理区域境界標との見通し線を南東に進み同境界標に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	261	同
56	鮎喰川	銃器	徳島市不動本町１丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から同橋を南に進み市道鮎喰・北島田堤上線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から県道神山鮎喰線を南西に進み同市一宮町の鮎喰川に架かる水道橋の南詰に至り、同所から同水道橋を北に進み同水道橋の北詰に至り、同所から県道鬼籠野国府線を北東に進み上鮎喰橋西詰に至り、同所から市道南岩延堤上線を北東に進み中鮎喰橋西詰に至り、同所から市道不動西堤上線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	190	同
57	勝浦	銃器	勝浦郡勝浦町大字棚野の横瀬橋東詰を起点とし、同所から町道棚野立川線を南西に進み棚野ダム南端に至り、同所から同ダムを北に進み町道横瀬立川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み坂本川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み県道徳島上那賀線坂本川橋西詰に至り、同所から同県道を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み横瀬橋西詰に至り、同所から県道新浜勝浦線を北及び東に進み同町大字沼江字今山の今宮神社前に至り、同所から今山谷川左岸を北東に進み同川と勝浦川との合流点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同町と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み生名谷橋東で町道生名中央線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同町大字久国字時安で同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	377	同
58	藍住	銃器	板野郡上板町第十新田の第十樋門橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を北東、北及び東に進みＪＲ高徳線との交点に至り、同所から同線を南に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道徳島北灘線四国三郎橋北詰に至り、同所から同県道を南に	2,030	同

			進み吉野川左岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
59	宮川内谷川	銃器	板野郡板野町大寺の豊年橋南詰を起点とし、同所から宮川内谷川右岸堤防を西及び南西に進み同郡上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東及び北に進み下原樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み町道５２７号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道３５７号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み赤鳥居橋西詰に至り、同所から町道２号線を東及び南東に進み日吉橋北詰に至り、同所から同堤防を北東に進み切原橋北詰に至り、同所から町道４号線を北に進み八坂橋北詰に至り、同所から町道３９５号線を南東に進み同町と同郡板野町との境界線との交点に至り、同所から同堤防を東に進み唐ノ口谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み豊年橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	56	同
60	那賀川・羽ノ浦	銃器	阿南市那賀川町中島の一般国道５５号と県道中島古庄線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道阿南羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道古毛古庄堤防線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道勝浦羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道岩脇公園２号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み羽ノ浦山並み遊歩道の起点に至り、同所から同遊歩道を北に進み同市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,560	同
61	阿南市平野部	銃器	阿南市上中町の那賀川橋南詰を起点とし、同所から県道富岡港南島線を東に進み同市辰己町の同県道終点に至り、同所から防潮堤を南東及び南に進み派川那賀川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み桑野川左岸を経て南西に進み同市横見町の同川を渡る水道管との交点に至り、同所から同水道管を南東に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東及び東に進み派川那賀川右岸を経て淡島海岸防潮堤（一部山裾）との交点に至り、同所から同防潮堤（一部山裾）を南西に進み県道富岡港線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道畷中林線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道中林中線との北側の交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道畷中林線との南側の交点に至り、同所から同市道を西に進み県道戎山中林富岡港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道北ノ脇大浜線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大浜中央線との交点に至り、同所から同市道を東に進み防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南西に進み同防潮堤の南端に至り、同所から歩道を西に進み市道北ノ脇南林線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道長浜大潟線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大潟団地海岸線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み住吉神社に至り、同所から防潮堤を西に約６００メートル進み答島港東岸壁との交点に至り、同所から答島港の海上を西に進み対岸の同市津乃峰町と同市橘町との境界線の東端に至り、同所から同境界線を西に進み一般国道５５号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道を経て JR 牟岐線露田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橘駅を経て橘第１踏切に至り、同所から市道津乃峰参道線を北及び西に進み津乃峰鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み津峯神社に至り、同所から同市見能林町と同市長生町との境界線を北に進み同市長生町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道西方下大野線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み熊谷川との交点に至り、同所から同川を北及び北西に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み畑田川との交点に至り、同所から同川を北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み持井橋南詰に至り、同所から市道那賀川堤上線を東に進み県道大井南線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	3,600	同

62	宇井谷 ・桑野谷	銃器	阿南市新野町廿枝の県道羽ノ浦福井線と市道廿枝室ノ久保線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県道を北東及び北西に進み市道藁野重友線藁野橋南詰に至り、同所から同市道を北東に進み桑野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び東に進み一般国道１９５号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	443	同
63	牟岐・灘	銃器	海部郡牟岐町大字橘の JR 牟岐線辺川駅を起点とし、同所から町道辺川駅前線を東に進み町道小松線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般国道５５号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み標柱（徳島県公安委員会牟岐警察署管理）に至り、同所から北東に入る道を進み谷に至り、同所から同谷を南に進み町道なぎ線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道辺川２号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川１号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬２号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬１号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を西に進み町道牟岐橋との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道川長線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道大坪線との交点に至り、同所から同町道を東に進み北側の山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み町道市宇谷２号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道市宇谷１号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み県道日和佐牟岐線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み第４展望台を経て谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進み小張崎を経て家谷造船所に至り、同所から漁港突堤を西に進み対岸の突堤を経て牟岐町漁業協同組合倉庫（旧皆谷造船所）に至り、同所から海岸線を南及び西に進み内妻川河口の同国道内妻大橋に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷１号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を南西に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を西に進み更に山田トンネルを越え西及び北西に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北東に進み町道不動前１号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道大山 2 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道奥前線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み旧百々観音に向かう山道（光明精舎西側）との交点に至り、同所から同山道を北及び南東に進み谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み正観寺に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み正観寺天照殿を経て天照殿横に至り、同所から杉谷ハイツ西側の四国電力送配電送電線甲浦支線鉄塔との見通し線を南東に進み同鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み海部老人ホーム南の稜線上の同送電線鉄塔に至り、同所から同老人ホーム建物東端との見通し線を北に進み同町大字中村と同町大字川長との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み JR 牟岐線との交点に至り、同所から同線を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	565	同
64	脇町・岩倉	銃器	美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点を起点とし、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み県道大谷脇町線との交点に至り、同所から同県道を北に進み大谷川橋西詰に至り、同所から市道脇町五号線を東に進み市道脇町一七号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇町一八号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町二八一号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を北及び南に進み上曽江谷橋西詰に至り、同所から市道脇町五二〇号線を南東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との北側の交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,274	同
65	大川持	銃器	三好市山城町末貞の一般国道三二号と一般国道三一九号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み青雲橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み銅山川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に一四〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北に進み林道大川持線との交点に至り、同所から同林道を東に進み市道大川持五号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川持一号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大川持三号線との交点に至り、同所から同市道を西及び北東に進み市道大川持明神線との交点に至り、	25	同

			同所から同市道を北東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から対岸稜線突端への見通し線を南東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
66	池田	銃器	三好市井川町西井川の一般国道三二号四国中央橋南詰を起点とし、同所から同国道を西及び南西に進み市道細野板野線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道野呂内三縄停車場線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道三縄停車場黒沢線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道漆川橋大利線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道山城東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道白地州津線との交点に至り、同所から同県道を北東及び東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市池田町白地の白地牧場の外周で囲まれた区域	382	同
67	滝久保	銃器	三好郡東みよし町東山字滝久保の町道岸上滝久保線と松葉谷との交点（指出橋）を起点とし、同所から同谷を北西に進み滝久保谷川支流との交点に至り、同所から同川支流を北東に進み町道男山滝久保線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道滝久保中線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道岸上滝久保線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	62	同
68	吹	銃器	三好市井川町井内東の県道大利辻線と影谷との交点を起点とし、同所から同谷を東に進み農道樫山吹線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道吹正夫線との交点に至り、同所から同農道を東に進み正夫谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	70	同
69	貞光第二	銃器	美馬郡つるぎ町半田字中藪の美馬橋南詰を起点とし、同所から同橋を北に進み同町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、北東及び南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	171	同
			合計６９箇所	41,474	

3　指定猟法禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	区域	面積	期間
1	権田・槍戸 くくりわな猟 禁止区域	くくりわな	神山町と那賀町との境界線と一般国道 193 号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進みおおつく谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み標高 850 メートル等高線との交点に至り、同所から同等高線を南に進み那賀郡那賀町沢谷に至り、同所から同等高線を西に進み坂州木頭川との交点に至り、同所から同川右岸標高 850 メートル等高線を東に進み同町掛盤に至り、同所から同等高線を南西に進み同町白石に至り、同所から同等高線を西に進み中谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭助に至り、同所から同等高線を北西に進み東蝉谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み蝉谷との交点に至り、同所から同等高線を西に進み西蝉谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭和無田に至り、同所から同等高線を西及び北に進み栩谷との交点に至り、同所から同等高線を南及び北に進み折宇谷との交点に至り、同所から同等高線を南及び北に進み久井谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭北川に至り、同所から同等高線を西及び北に進み高の瀬国有林 154 林班南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み町道剣山線（剣山スーパー林道）との交点に至り、同所から同町道を北及び東に進み那賀町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み高城山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み那賀町と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	11,460	令和 4.11.1～ 令和 9.10.31
2	橘湾鉛散弾 禁止区域	鉛散弾	阿南市福井町の於越岬を起点とし、同所から海岸線を西に進み同町赤崎の県道福井椿泊加茂前線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道浜田船端線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に約 550 メートル進んだ地点に至り、同所から海岸線を北東に進み忠次郎岬の南端に至り、同所から起点との見通し線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	98	令和 5.11.1～ 令和 10.10.31

3	谷道 くくりわな猟 禁止区域	くくりわな	三好市東祖谷の天狗塚登山口を起点とし、同所から稜(りょう)線を南に進み天狗峠に至り、同所から高知県との県境を南に進み二等三角点安野山（標高 1,643.1 メートル）に至り、同所から同県境を西に進み三等三角点矢筈山（標高 1,606.6 メートル）に至り、同所から更に同県境を西に進み国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みオスノウチ谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、等高線 800 メートルとの交点に至り、同所から同等高線を東、南東及び北東に進み阿佐東谷川との交点に至り、同所から同川を上流に進み亀尻峠に至り、同所から稜(りょう)線を東に進み治山作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西に進み林道阿佐名頃線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み第二西山谷川との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	3,010	同
			合計３箇所	14,568	